

# 中華人民共和國

## 増値税暫定条例実施細則

中華人民共和國財政部・国家稅務總局第 50 号令

第一条 《中華人民共和國増値税暫定条例》（以下条例とする）に基づき、本細則を制定する。

第二条 条例第一条でいう貨物とは、電力・熱・気体を含む有形動産を指す。

条例第一条でいう加工とは、貨物加工受託、即ち委託方が提供する原料及び主要材料で、受託方は委託方の要求に従い、貨物を製造するとともに加工費を受け取る業務を指す。

条例第一条でいう修理部品交換とは、損傷または機能が喪失した貨物に対する修復を受託し、その原状と機能を回復させる業務を指す。

第三条 条例第一条でいう貨物販売とは、有償で貨物の所有権を譲渡することを指す。

条例第一条でいう加工・修理部品交換業務提供（以下称課税役務）とは、有償で加工・修理部品交換業務を提供することを指す。事業者または個人商工業者が雇用する従業員が当該事業者または雇主に加工・修理部品交換業務を提供することは含まれない。

本細則でいう有償とは、購入方より貨幣・貨物またはその他の経済利益を收受することを指す。

第四条 事業者または個人商工業者の下記の行為は貨物販売と見なす。

- （一）貨物をその他の事業体または個人に代理販売のために引き渡すこと。
- （二）代理販売貨物を販売すること。
- （三）2ヶ所以上の機構を設け且つ統一決算を実行している納税人で、貨物を販売用として一つの機構からその他の機構へ移送すること。但し関連機構が同一県（市）にあるものを除く。
- （四）自社生産または委託加工の貨物を増値税非課税項目用とすること。
- （五）自社生産、委託加工の貨物を集団福利または個人消費用とすること。
- （六）自社生産、委託加工または購入する貨物を投資としてその他の事業体または個人商工業者に提供すること。
- （七）自社生産、委託加工または購入する貨物を株主または投資者に配分する

こと。

(八) 自社生産、委託加工または購入する貨物を無償でその他の事業体または個人に寄贈すること。

第五条 一つの販売行為が貨物に関係し且つ増値税非課税役務にも関係することは混合販売行為とする。本細則第六条の規定のほか、貨物の生産・卸売または小売に従事する企業・企業性事業者及び個人商工業者の混合販売行為は貨物販売とみなし、増値税を納付しなければならない。その他の事業者及び個人の混合販売行為は増値税非課税役務の販売と見なし、増値税を納付しない。

本条第一款でいう増値税非課税役務とは、営業税を納付すべき交通運輸業・建築業・金融保険業・郵便電話通信業・文化スポーツ業・娯楽業・サービス業の税目の徴税範囲に該当する役務を指す。

本条第一款でいう貨物の生産・卸売または小売に従事する企業・企業性事業者及び個人商工業者には、貨物の生産・卸売または小売従事を主とし、併せて増値税非課税役務を兼営する事業者及び個人商工業者をも含む。

第六条 下記の納税人の混合販売行為は、貨物の販売額と増値税非課税役務の営業額をそれぞれ分別計算することとし、その貨物販売の販売額に基づき増値税納付額を計算し、増値税非課税役務の営業額は増値税を納付しない。分別計算されていない場合には、主管税務機関がその貨物の販売額を査定する。

- (一) 自社生産貨物を販売すると同時に建築業役務を提供する行為。
- (二) 財政部・国家税務総局が規定するその他の状況。

第七条 納税人が増値税非課税項目を兼営する場合、貨物または課税役務の販売額と増値税非課税項目の営業額をそれぞれ分別計算しなければならない。分別計算されていない場合には、主管税務機関が貨物または課税役務の販売額を査定する。

第八条 条例第一条でいう中華人民共和国国内(以下は国内とする)で貨物販売、または加工・修理部品交換労務提供とは、以下のものを指す。

- (一) 貨物販売の発送地または所在地が国内にある。
- (二) 提供する課税役務が国内で発生。

第九条 条例第一条でいう事業者とは、企業・行政単位・事業単位・軍事単位・社会团体及びその他の事業体を指す。

条例第一条でいう個人とは、個人商工業者及びその他の個人を指す。

第十条 事業者がその他の事業者または個人に対し経営権を貸出または請負させた場合、借受人または請負人が納税者となる。

第十一条 小規模納税人以外の納税人（以下一般納税人とする）が貨物販売後返品または割引で購入方に返却する増値税額は、貨物販売後返品または割引が発生した当期の販売税額から相殺控除しなければならない。購入貨物返品または割引で払い戻される増値税額は、購入貨物返品または割引が発生した当期の仕入税額から相殺控除しなければならない。

一般納税人の貨物販売または課税役務で増値税専用伝票発行後、販売貨物返品または割引、発票発行に誤り等が発生した状況では、国家税務総局の規定に従い赤字増値税専用伝票を発行しなければならない。規定に従わず赤字増値税専用伝票を発行しない場合、増値税額は販売税額中より相殺控除してはならない。

第十二条 条例第六条第一項でいう価格代金外費用には、購入方より価格代金以外に収受した手数料・手当・基金・資金調達費・利益還付・奨励費・違約金・滞納金・延払利息・賠償金・代理受取金・立替金・包装費・包装物賃料・備蓄費・優待費・運輸積み下ろし費及びその他の各種性質の価格代金外費用が含まれる。ただし下記の項目は含まれない。

（一）消費税が課税される消費品の加工受託で代理徴納税する消費税。

（二）以下の条件を同時に満たす立替運輸費用。

1. 輸送請負部門の運輸費用伝票を購入方に発行する場合。

2. 納税人が当該伝票を購入方に引き渡す場合。

（三）以下の条件を同時に満たす政府性基金または行政事業性費用の代理徴収。

1. 国務院または財政部が設立を認可した政府性基金、国務院または省級人民政府及びその財政、価格主管部門が設立を認可した行政事業性の費用であること。

2. 徴収時、省級以上財政部門の印刷発行した財政領収書が発行されること。

3. 徴収される金額が財政に全額上納されること。

（四）貨物販売と同時に保険等の手続き代理で購入方より収受する保険費、及び購入方より収受し購入方の代わりに納付する車輛購入税、車輛ナンバープレート費。

第十三条 混合販売行為で本細則第五条の規定に則り増値税を納付しなければならない場合、その販売額は貨物の販売額と増値税非課税役務営業額の合計と

する。

第十四条 一般納税人の貨物販売または課税役務で販売額と販売税額の合算定価法を採用する場合には、下記の式に従って販売額を計算する。

$$\text{販売額} = \text{税込販売額} \div (1 + \text{税率})$$

第十五条 納税人が人民元以外の貨幣で販売額を決済する場合、その販売額の人民元換算レートは販売発生当日または当月 1 日の人民元レート中間値を選択することができる。納税人は事前にどの換算レート方式を使用するか確定し、確定後 1 年間は変更してはならない。

第十六条 納税人に条例第七条でいう「価格が明らかに低くかつ正当な理由がない」状況があった場合、または本細則第四条に掲げられている貨物販売行為とみなされるが販売額がないものについては、以下の順序にしたがって販売額を確定する。

- (一) 納税人の最近時期の同類貨物の平均販売価格で確定する。
- (二) その他納税人の最近時期の同類貨物の平均販売価格で確定する。
- (三) 課税標準構成価格で確定。課税標準構成価格の公式は次の通り。

$$\text{課税標準構成価格} = \text{コスト} \times (1 + \text{コスト利益率})$$

消費税徴収に該当する貨物は、その課税標準構成価格に消費税額を加算する。

公式にあるコストとは、自社生産貨物販売の場合は、実際の生産コストとし、仕入貨物販売の場合は実際の調達コストを指す。公式にあるコスト利益率は国家税務総局が確定する。

第十七条 条例第八条第二項第(三)号でいう購入価格には、納税人が農産品を購入し農産品買付伝票または販売伝票上に明記された価格と規定に従って納付された煙草葉っぱ税が含まれる。

第十八条 条例第八条第二款第(四)号でいう運輸費用金額とは、運輸費用決済票に明記された運輸費用(鉄道臨時管理線及び鉄道専用線運輸費用を含む)・建設基金を指し、積降作業費・保険費等その他の雑費は含まれない。

第十九条 条例第九条でいう増値税控除証憑とは、増値税専用伝票・税関輸入増値税専用納付書・農産品買付伝票と農産品販売伝票及び運輸費用決済票を指す。

第二十条 混合販売行為で本細則第五条の規定に従い増値税を納付しなければ

ならない場合、当該混合販売行為が関連する増値税非課税役務用の購入貨物仕入税額が条例第八条規定を満たす場合、販売税額から控除することを認める。

第二十一条 条例第十条第（一）項でいう購入貨物には、増値税課税項目（増値税免税項目は含まない）用でかつ増値税非課税項目用でもあるもの、増値税免税（以下免税）項目、集団福利または個人消費の固定資産は含まれない。

前項でいう固定資産とは、使用期間が12ヶ月を超える機器・機械・運輸道具及びその他の生産経営に関連する設備・工具・器具等を指す。

第二十二条 条例第十条第（一）項でいう個人消費には納税人の交際接待消費を含む。

第二十三条 条例第十条第（一）項と本細則でいう増値税非課税項目とは、増値税非課税役務提供・無形資産譲渡・不動産販売と不動産工事仕掛を指す。

前項でいう不動産とは、建築物・構造物及びその他の土地付属物を含む、移動させることができない、または移動した場合には性質・形状の変化が起こりうる財産を指す。

納税人の不動産新築・改築・増築・修繕・装飾はいずれも不動産工事仕掛に属する。

第二十四条 条例第十条第（二）項でいう非正常損失とは、管理不備によりもたらされる窃盗被害・紛失・腐蝕変質の損失を指す。

第二十五条 納税人自家用の消費税徴収対象となるバイク・自動車・プレジャーボートはその仕入税額は販売税額から控除してはならない。

第二十六条 一般納税人が免税項目または増値税非課税役務を兼営し、控除してはならない仕入税額が判別不能である場合には、以下の公式で控除してはならない仕入れ税額を計算する。

控除してはならない仕入税額 = 当月の判別不能なすべての仕入税額 × 当月免税項目販売額と増値税非課税役務の営業額合計 ÷ 当月のすべての販売額・営業額の合計

第二十七条 すでに仕入税額を控除した購入貨物または課税役務で、条例第十条に規定する状況（免税項目、増値税非課税役務は除く）が発生した場合、当該購入貨物または課税役務の仕入税額は当期の仕入税額中より控除しなければな

らない。当該仕入税額を確定することが出来ない場合には、当期の実際のコストから控除すべき仕入税額を計算しなければならない。

第二十八条 条例第十一条でいう小規模納税人の基準は次の通り。

(一) 貨物生産従事または課税役務提供の納税人、及び貨物生産従事または提供課税役務を主とし、かつ貨物卸売または小売を兼営する納税人で、年間増値税課税販売額(以下課税販売額とする)が50万元以下(当該数を含む。以下同)のもの。

(二) 本条第一項第(一)号が規定する以外の納税人で、年間課税販売額が80万元以下のもの。

本条第一項でいう「貨物生産従事または課税役務提供を主とする」とは、納税人の年間貨物生産または課税役務提供の販売額に占める年間課税販売額の比率が50%以上を指す。

第二十九条 年間課税販売額が小規模納税人の基準を超えるその他の個人は小規模納税人にならって納税する。非企業性事業体、経常的には納税行為が発生しない企業は小規模納税人にならった納税を選択することができる。

第三十条 小規模納税人の販売額にはその納税額は含まない。

小規模納税人が貨物販売または課税役務で販売額と納税額の合算定価法を採用する場合には、下記の公式で販売額を計算する。

$$\text{販売額} = \text{税込販売額} \div (1 + \text{徴収率})$$

第三十一条 小規模納税人が貨物販売返品または割引で購入方に返却した販売額は、貨物販売返品または割引が発生した当期の販売額から相殺控除しなければならない。

第三十二条 条例第十三条と本細則でいう「会計決算が健全」とは、国家統一の会計制度規定に従い帳簿を設置し、合法的、有効な証憑で決算が出来ることを指す。

第三十三条 国家税務総局に別途規定がある以外は、納税人は一度一般納税人と認定された後は小規模納税人に変更することはできない。

第三十四条 以下のいずれかに当たるものは、増値税税率に従って販売額から納税額を計算しなければならない。仕入税額を控除したり増値税専用伝票を使用し

たりしてはならない。

(一) 一般納税人の会計決算が不健全、または正確な税務資料を提供出来ないもの。

(二) 本細則第二十九条の規定を除き、納税人の販売額が小規模納税人基準を超えたが一般納税人認定申請手続きを行っていないもの。

第三十五条 条例第十五条が規定する一部免税項目の範囲は次のものに限る。

(一) 第一項第(一)号でいう農業とは栽培業・養殖業・林業・畜産業・水産業を指す。

農業生産者には農業生産に従事する事業体及び個人が含まれる。

農産品とは初級農産品を指し、具体的な範囲は財政部、国家税務総局が確定する。

(二) 第一項第(三)号でいう古書・中古本とは一般大衆から買い付ける古書、中古本を指す。

(三) 第一項第(七)号でいう自己使用済の物品とは個人が自己で使用したその他の物品を指す。

第三十六条 納税人の貨物販売または課税役務に免税規定が適用される場合、免税を放棄し、条例の規定に倣って増値税を納付することができる。免税を放棄した後 36 ヶ月以内は免税を再申請することはできない。

第三十七条 増値税の最低課税額の適用範囲は個人に限る。

増値税最低課税額のレンジは以下の通り規定する。

(一) 貨物販売の場合、月販売額は 2000-5000 元。

(二) 課税役務の販売場合、月販売額は 1500-3000 元。

(三) 毎回の納税の場合、1 回(日)の販売額は 150-200 元。

前項でいう販売額とは本細則第三十条第一項でいう小規模納税人の販売額を指す。

省・自治区・直轄市財政庁(局)と国家税務局は規定のレンジ内で現状に基づき当地区に適用する最低課税額を確定するとともに財政部・国家税務総局に報告届をしなければならない。

第三十八条 条例第十九条第一項第(一)号が規定する販売代金受領または販売金取立て証憑取得の日とは、販売決済方式の違いに基づき、具体的には以下の通りとする。

(一) 直接受取方式を採用し貨物販売する場合は、貨物が送り出されたか否か

を問わず、いずれも販売代金受領または販売取立て証憑取得の当日とする。

(二) 回収委託および銀行による代金回収委託方式を採用し貨物販売する場合は、貨物が送り出されかつ委託手続きが完了した当日とする。

(三) 信用取引及び分割回収方式を採用し貨物販売する場合は、書面契約で約定する代金受取日期の当日とし、書面契約がない場合または書面契約に代金受取日を約定していない場合は、貨物を送り出した当日とする。

(四) 代金前受け方式を採用し貨物販売する場合は、貨物を送り出した当日とするが、ただし生産工期が12ヶ月を超える大型機械設備・船舶・飛行機等の貨物を生産販売する場合、前受金受取または書面契約で約定している代金受取日を当日とする。

(五) その他の納税人に委託し代理で貨物を販売させる場合は、代理販売事業体の代理販売明細受取または貨物代金の全てまたは一部を受領した当日とする。代理販売明細及び貨物代金を受け取っていない場合、代理販売貨物を送り出して満180日目の当日とする。

(六) 課税役務を販売する場合は、役務提供と同時に販売代金受取または販売金取立て証憑受取の当日とする。

(七) 納税人に本細則第四条第(三)項から第(八)項に掲げる看做し貨物販売行為が発生した場合は、貨物を移送した当日とする。

第三十九条 条例第二十三条で四半期を1納税期間とする規定は小規模納税人にのみ適用する。小規模納税人の具体的な納税期間は、主管税務機関がその納税額の大小に基づきそれぞれ査定する。

第四十条 本細則は2009年1月1日より施行する。

\*\*\*\*\*

**注記：**

本《中華人民共和国増値税暫定条例実施細則》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。